

令和8年度国民健康保険の税率などが変わります

国民健康保険は病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者の皆さんが互いに助け合う制度です。

町では国民健康保険の健全な財政運営のため、国民健康保険税の税率などを改正しました。また、子ども・子育て支援金分課税額が新たに加わります。



税率の改正

項目	区分	令和7年度	令和8年度
医療保険分	所得割	7.2%	7.8%
	均等割	18,000円	22,000円
	平等割	25,000円	29,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.4%	2.6%
	均等割	12,000円	14,000円
介護保険分	所得割	1.7%	2.0%
	均等割	15,000円	18,000円
子ども・子育て支援金分(新設)※	所得割	-	0.2%
	均等割	-	1,900円 18歳未満は0円
	18歳以上均等割額	-	100円

※子どもや子育て世帯を社会全体で支えるための財源となる「子ども・子育て支援金分」が新設されました。18歳未満の加入者(18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで)は均等割額が全額軽減されます。

限度額の改正

項目	令和7年度	令和8年度
医療保険分	65万円	67万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円
介護保険分	17万円	変更なし
子ども・子育て支援金分(新設)	-	3万円
計	106万円	113万円

軽減判定所得の基準の改正

令和7年度	令和8年度
7割軽減 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	改正なし
5割軽減 43万円+30万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割軽減 43万円+31万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減 43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割軽減 43万円+57万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

18歳以下被保険者の均等割額の減免

令和8年度に限り、申請によって未就学児(小学校入学前の児童)を除く**18歳以下被保険者(高校生世代まで)**均等割額の5割が減免となります。

対象となる方には、納税通知書と一緒に減免申請書を送付しますので、申請期限までにお手続きをお願いします。

納税通知書の発送

国民健康保険税は**世帯主が納税義務者**となります。世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合、世帯主宛てに納税通知書をお送りします。本年度の発送は7月中旬を予定しています。

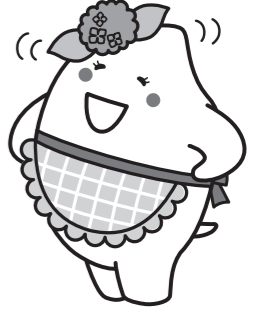
内容をご確認の上、期限内の納付をお願いします。

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402

国民健康保険に加入されている方へ

マイナ保険証をお持ちでない方

お手元にあります資格確認書の有効期限は**7月31日(金)**までです。7月中旬に8月1日(土)からご利用いただける「資格確認書」を郵送します。医療機関を受診する際にご提示ください。



マイナ保険証をお持ちの方

引き続きマイナ保険証での受診をお願いします。
※高齢の方や障害をお持ちの方で、マイナ保険証での受け付けが困難な方は、住民課国保年金係窓口で申請すれば「資格確認書」が交付されます。

マイナ保険証利用のメリット

- 過去のお薬・特定健診などの情報をスムーズに共有することができ、より良い医療が受けられます。
- 突然の手術・入院でも、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。
- 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や搬送先の選定などに活用されます。
- マイナポータルで、確定申告時に医療費控除が簡単にできます。

お問合せ●マイナ保険証・資格確認書などに関して 住民課国保年金係 ☎ 76-5405
マイナンバーカードの交付申請に関して 住民課住民係 ☎ 76-5401

後期高齢者医療制度に加入されている方へ

お手元にあります資格確認書の有効期限は**7月31日(金)**までです。

7月中旬に8月1日(土)からご利用いただける「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します。(マイナ保険証の利用状況などに応じて、いずれかをお送りします。)

詳しくは千葉県後期高齢者医療広域連合ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

令和6年12月2日～令和8年7月31日まで	次の令和8年8月の一斉更新から
マイナ保険証の有無にかかわらず、「資格確認書」を交付	85歳以上の方 →マイナ保険証の有無にかかわらず「資格確認書」を交付
	84歳以下で、マイナ保険証を普段から使用している方 →「資格情報のお知らせ」を交付 ※引き続きマイナ保険証で受診してください。
	84歳以下で、マイナ保険証での受診が困難な方や、マイナ保険証を普段から使用していない方 →「資格確認書」を交付

75歳になったら

全ての方が後期高齢者医療制度の被保険者となり、**それまで加入していた健康保険を脱退**します。

75歳のお誕生日の前月(1日生まれの方は前々月)に、町から「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が送られます。

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405